

令和6年11月分（令和7年1月支給分）からの 児童扶養手当の第3子以降加算額の引上げについて

1 児童扶養手当の第3子以降加算額の引上げの目的

令和6年6月12日に子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律が公布されたことから「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）で掲げる「こども・子育て支援加速化プラン」に基づき、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化策の一環として令和6年11月分（令和7年1月支給分）から第3子以降の加算額の引上げを実施するものです。

2 児童扶養手当第3子以降の加算額の引上げの内容

実施時期：令和6年11月分（令和7年1月支給分）から

内 容：生活の安定のため特に支援を必要とする多子家庭に対し、第3子以降の児童に係る加算額を第2子に係る加算額と同額に引き上げます。

<現行>

区 分	全部支給の方	一部支給の方
手 当 月 額 第1子	45,500 円	所得に応じて、45,490 円 から 10,740 円までの 10 円単位の額
手 当 月 額 第2子	10,750 円	所得に応じて、10,740 円 から 5,380 円までの 10 円 単位の額
手 当 月 額 第3子以降	6,450 円	一人につき、所得に応じ て、6,440 円から 3,230 円 までの 10 円単位の額

<令和6年11月分(令和7年1月支給分)から>

区 分	全部支給の方	一部支給の方
手 当 月 額 第1子	45,500 円	所得に応じて、45,490 円 から 10,740 円までの 10 円単位の額
手 当 月 額 第2子	10,750 円	所得に応じて、10,740 円 から 5,380 円までの 10 円 単位の額
手 当 月 額 第3子以降	10,750 円	一人につき、所得に応じ て、10,740 円から 5,380 円までの 10 円単位の額

※第3子とは、18歳年度末までの養育している児童のうち、3人目以降をいいます。

3 今後のスケジュール（予定）

令和6年6月 「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」公布後、国から正式通知
7月 現況届の案内とともに全ての受給者及び全部支給停止の方に案内を送付
8月 現況届受付
市広報（8月1日号）、ホームページ掲載、市公式LINEによる周知
10月 結果通知送付
令和7年1月 引上げ後1回目（11月・12月分）の支給

4 その他

今後、児童扶養手当法施行令が改正されることにより、全部支給及び一部支給に係る所得制限限度額が引き上げられるとともに、令和6年11月以降の児童扶養手当の一部支給額を算出するための係数が確定する予定です。